

事後審査型制限付き一般競争入札実施要領の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

高知市長 桑名 龍吾

事後審査型制限付き一般競争入札実施要領の一部を改正する要領

改正前	改正後
<p>1～2 (略)</p> <p>3 対象建設工事等</p> <p>(1) この要領の対象となる建設工事等は、次に該当するものとする。ただし、事後審査型制限付き一般競争入札により難しい場合はこの限りでない。</p> <p>ア 請負対象金額が<u>130万円</u>を超える建設工事（土木一式工事にあつては、請負対象金額が500万円以上）</p> <p>イ 委託対象金額が100万円<u>以上の</u>建設工事に係る委託業務</p> <p>(2) 建設工事等の特性等により、必要があると認めるときは、前号の適用範囲に関わらず、この要領が適用できるものとする。</p> <p>4～12 (略)</p>	<p>1～2 (略)</p> <p>3 対象建設工事等</p> <p>(1) この要領の対象となる建設工事等は、次に該当するものとする。ただし、事後審査型制限付き一般競争入札により難しい場合はこの限りでない。</p> <p>ア 請負対象金額が<u>200万円</u>を超える建設工事（土木一式工事にあつては、請負対象金額が500万円以上）</p> <p>イ 委託対象金額が100万円<u>を超える</u>建設工事に係る委託業務</p> <p>(2) 建設工事等の特性等により、必要があると認めるときは、前号の適用範囲に関わらず、この要領が適用できるものとする。</p> <p>4～12 (略)</p>

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う建設工事等から適用する。